

吉川市いじめ問題対策連絡協議会等条例（案）

目次

第1章 吉川市いじめ問題対策連絡協議会（第1条—第10条）

第2章 吉川市いじめ問題対策委員会（第11条—第20条）

第3章 吉川市いじめ問題再調査委員会（第21条—第27条）

附則

第1章 吉川市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、吉川市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第1条に規定するいじめの防止等（以下「いじめの防止等」という。）に関する機関及び団体（以下「機関等」という。）の連携の推進に関し必要な事項を協議すること。
- (2) いじめ防止等に関する機関等の連絡調整に関すること。

（組織）

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関等に所属する者のうちから吉川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 吉川市
- (2) 教育委員会
- (3) 吉川市立小学校
- (4) 吉川市立中学校
- (5) 越谷児童相談所
- (6) さいたま地方法務局
- (7) 埼玉県吉川警察署
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める機関等

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第2章 吉川市いじめ問題対策委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項及び第28号第1項に基づき、吉川市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第12条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び検討する。

(1) 法第12条の規定により教育委員会が定める吉川市いじめの防止等のための基本的な方針に基づきいじめ防止等のための対策を検討すること。

(2) 法第24条及び法第28条第1項の調査に関すること。

(3) 前号に掲げるもののほか、いじめの防止等のために必要な事項に関すること。

2 前項第2号の調査を行う場合において、次の各号に掲げる委員がいるときは、当該委員を除いて当該調査を行うものとする。

(1) 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、当該調査対象となる事案の当事者（以下この項及び第23条第2項において「当事者」という。）であるとき。

(2) 委員が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であるとき又はあったとき。

(3) 委員が当該調査対象となる事案の証人となったとき。

(4) 委員が当事者の代理人又は補佐人であるとき又はあったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査の公正を妨げるべき事情があると認められるとき。

(組織)

第13条 対策委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、いじめ防止等のために必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第14条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第15条 対策委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、対策委員会を代表し、会務を掌理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 委員長は、対策委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第17条 対策委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第18条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第19条 対策委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める。

第3章 吉川市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第21条 法第30条第2項の規定に基づき、吉川市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第22条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の調査を行う。

(組織)

第23条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、いじめの防止等のために必要な専門的知識及び経験を有する者で、次の各号のいずれにも該当しないもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 当該調査対象となる事案の当事者又はその配偶者若しくは配偶者であった者
- (2) 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族である者又はあった者
- (3) 当該調査対象となる事案の証人となった者
- (4) 当事者の代理人又は補佐人である者又はあった者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、調査の公正を妨げるべき事情があると認められる者

(任期)

第24条 委員の任期は、委嘱の日から第30条第3項の規定による報告の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(情報提供)

第25条 市長は、第22条の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた学校に在籍する児童又は生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとする。

(庶務)

第26条 再調査委員会の事務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(準用)

第27条 第15条から第18条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第15条第1項及び第3項、第16条、第17条並びに第20条中「対策委員会」とあるのは「再調査委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

(吉川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

